

## 製造請負契約書

### 請負製造の表示

請負代金額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)  
代金額の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人広島大学(以下「甲」という。)と請負者 ○○○○株式会社(以下「乙」という。)との間において、上記の製造(以下「製造」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、別紙の仕様書及び別冊図面に基づいて、製造するものとする。  
第2条 製造は、国立大学法人広島大学○○○○○において引渡しをするものとする。  
第3条 製造は、○○○○○においてこれをするものとする。  
第4条 製造の着手時期は、平成 年 月 日とする。  
第5条 製造の完成期限は、平成 年 月 日とする。  
第6条 製造完成通知書は、国立大学法人広島大学○○○○○に送付するものとする。  
第7条 請負代金は、1回に支払うものとする。  
第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人広島大学○○○○○に送付するものとする。  
第9条 契約保証金は、○○○○○する。  
第10条 この契約に定めのない事項は、別紙の広島大学製造請負契約基準によるものとする。  
第11条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもってこれを解決するものとする。  
第12条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。  
第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号  
国立大学法人広島大学  
契約担当職 理事(財務・総務担当) ○○ ○○

乙